

(仮称)仙台市自殺対策計画 中間案に対する意見募集結果

平成30年度第1回精神保健福祉審議会	
平成31年3月14日	参考資料4

章	No.	意見の箇所	寄せられた意見	本市の考え方
第3章 基本的な考え方	1	計画全般	心が弱っている人が、そういった行いにいくと思います。なつてからの対策じゃなく、もっと人のしくみを子供たちや大人の人に道德のように「いたわり」「思いやり」を持つ心を伝える場を増やしてほしいと思います。いじめる方もつらいから自分より弱い人へあたりちらすと思います。いい人になるという意味じゃなく、こうしたら「うれしいよね」とかもっともっと優しさが生まれる社会、期待します。職場だっていじめはあります。一人でも、まちがった方へいかないよう、学校、職場に伝えてほしいと思います。	いただいたご意見を踏まえ、様々な関係機関との連携のもと総合的に自殺対策を推進することで、計画に掲げた基本理念の実現につなげてまいります。
	2	(1)基本認識	「セクシュアル・マイノリティ等に対する偏見・差別や無理解」として、多様な性のあり方に関する課題が自死と深く結びついている現状を認識していただいていること、具体的取組みの方向性①の中にも記載されていること、性的マイノリティ当事者として、とても嬉しく感じています。何人も性的マイノリティの仲間を自死で失っています。非異性愛男性の自殺未遂率が一般の6倍にも及ぶという統計もあります。半数以上がメンタルヘルスに問題を抱え、希死念慮を持つものも多い現状です。ぜひ、しっかりとした施策を展開していただければと考えます。	いただいたご意見を踏まえ、様々な関係機関との連携のもと総合的に自殺対策を推進することで、計画に掲げた基本理念の実現につなげてまいります。
	3	(1)基本認識	一般的に自死は個人の問題と捉えられがちであるため、個人ではなく、社会全体の問題であると仙台市でも考える姿勢は良いことだと思います。	いただいたご意見を踏まえ、様々な関係機関との連携のもと総合的に自殺対策を推進することで、計画に掲げた基本理念の実現につなげてまいります。
	4	(2)基本理念	2頁では大綱に従って「22%以上減少」が目標と明記されており、15頁では基本理念である「誰も自死に追い込まれることのない仙台」という文言がはじめて出てくる。読み手として「22%」が目標と捉えて読み進めたが、本来目指すべきはこちらの「誰も自死に追い込まれることのない仙台」であり、もっと案の冒頭で強調されるべき重要な内容と考える。	基本理念がより強調されるべきというご意見を踏まえ、計画の冊子の表紙や計画の冒頭に掲載予定の策定趣旨などに、計画理念を明記する方向で検討します。

章	No.	意見の箇所	寄せられた意見	本市の考え方
第4章 具体的取組み	5【方向性1】		性的マイノリティが抱える自死の課題は、上記(No.2参照)のように深刻なものがあります。近年報道等でも「LGBT」等として話題になることが多くなり、一部では理解も進んできたかに見えますが、関連する情報が増えた分、孤立した当事者が受けるストレスもむしろ増加してしまっている現状もあります。具体的に性的マイノリティに対応できるかということは喫緊の課題であるといえます。しかし、主な取組みの中には具体的に示されていません。男女共同参画せんだいプラン2016には「多様な性のあり方についての理解の促進」としてあげられています。「障害者差別解消関連事業の実施」とありますが、同様に「多様な性のあり方についての理解促進事業の実施」として取り組んでゆくことを明記することが必要であると考えます。	いただいたご意見を踏まえ、多様な性のあり方についての理解促進に向けた啓発活動など、関連する取組みを計画に明記する方向で検討します。
	6【方向性1】		私的な問題との関係で申し上げます。私は長年メンタルを患っており、私も生きづらさを2つの意味から捉えています。ひとつは、世の中のIT化との関係です。私は、安心して使う自信がないことと、テクノストレスのために現時点ではスマートフォンやパソコンは利用できないのですが、逆に不便なことになりかねない社会情勢になっていると感じられます。また、行政手続きを原則電子化する“デジタルファースト法案”ということが言われています。「紙」による申請が苦手な人がいるかもしれず、多様な選択肢の確保は大切です。デジタルでも申請できるようにすることは良いのですが、デジタル優先ではなく、あくまでも紙と並び立つ程度であってほしいと思っています。もう一つは、近年監視カメラが多過ぎる(映す範囲が広すぎる)ということです。これがゾッとするものであり、増えすぎると心の危機になることも想定されます。減らすための条例を制定して頂けると有難いです。なお、この点は、求めがあれば設置してよいところ、悪いところの基準の私見を提示することは可能です。	ご指摘のように、生きづらさを感じる要因は多岐にわたっており、自死は個人の問題ではなく社会全体の問題ととらえることが重要であると考えております。こうした認識のもと、計画中間案では、「第4章 具体的取組み【方向性1】」の通り、自死に関する適切な理解の促進と偏見、虐待、差別の解消に向けた普及啓発に取り組んでいくこととしております。いただいたご意見も踏まえ、こうした取組みの充実を図ってまいります。
	7【方向性1】		困っている人との情報のやりとりは多様な手段が望ましいということです。中間案にも「SNS」ができます(例えば23頁)、対面、電話、FAX、パンフレット、書面などが考えられます。すべての手段を誰もが使えるとは限らないので、選択肢は多様であるとよいと考えるからです。	計画中間案では、「第4章 具体的取組み【方向性1】」の通り、自死に関する適切な理解の促進と偏見、虐待、差別の解消に向けた普及啓発に取り組んでいくこととしております。いただいたご意見も踏まえ、幅広い世代や対象に向けて多様な媒体による普及啓発を図ってまいります。
	8【方向性1】		普及啓発活動の一環として、市の広報物や掲示物に多様性の視点を取り入れてほしい。例えば掲示物のイラストに関して、育児関連は子供と母親、「家族」は両親と子供、女兒はピンク色の服、といった典型的な性役割分担やジェンダー表現ばかりにならないよう、市の各課において広報物の作成にあたる職員にガイドラインを示す等の方法で周知し、多様なあり方を肯定するというメッセージを広報物を通して日常的に発してほしい。	本市では、広報物作成の際は、男女共同参画の視点から適切な表現となるよう、「行政広報物における表現のガイドライン」を作成し、職員に周知しております。いただいたご意見も踏まえ、適切なメッセージが届けるよう、普及啓発を図ってまいります。

章	No.	意見の箇所	寄せられた意見	本市の考え方
第4章 具体的取組み	9	【方向性2】	セクシュアル・マイノリティに関して具体的な取り組みが挙げられていないので、特に若いセクシュアル・マイノリティ当事者と接する可能性がある学校の教職員等に対し理解増進のための研修等の実施を盛り込んでほしい。	いただいたご意見を踏まえ、教職員向けのセクシュアル・マイノリティについての研修など、関連する取組みを計画に明記する方向で検討します。
	10	【方向性2】	性的マイノリティについての情報、自死に関連する特性などは、相談支援職など専門職の中でも未だ理解が不足しているものです。このような新しい課題について、常にアンテナを張り、必要な研修を行っていく必要があります。たとえば、いじめ問題で発達障害が注目されているけれど、適切な扱いがされているか、まだまだ課題が多いと感じます。こうした「新しい問題」に関する研修や情報交換を行い、サインやシグナルに対する感度を上げていく必要があります。6行目以降に「特にセクシュアル・マイノリティや発達障害などの近年注目されるようになった課題について、関係機関が共通理解を得られるよう取り組みを進めます。」と記載し、主な取組みに「相談員等専門職向けの新規課題に関するセミナーの実施」として、具体的に取組んでゆくことを明記することが必要であると考えます。これについては、方向性3、4にも必要な視点であると考えます。	セクシュアル・マイノリティや発達障害などに関する研修については、教職員等向けに実施しているところであり、いただいたご意見を踏まえ、関連する取組みを計画に明記する方向で検討します。また、今後も、様々な新たな課題への理解が深まるよう、関係機関職員向けに各種研修の充実を図ってまいります。
	11	【方向性2】	若年者の自殺に関して 保護者等の家族へ支援が必要です。具体的には、保護者への自殺やメンタルヘルスなどに関する心理教育(最も身近なゲートキーパーの養成)、相談支援とその広報が必要です。保護者と同居する、または体調を崩し保護者の元へ戻った若年者にとって、家庭環境を共にする保護者は、心を支える重要な他者であり、メンタルヘルスに多大な影響を及ぼす重要な環境因子です。その保護者の無理解によって、若年者のメンタルヘルスの悪化、自殺の兆候は見逃され、場合によっては不適切な対応によって悪化を促進してしまいかねないでしょう。保護者に正しい知識、対応を学ぶ機会、相談できる場所があれば、心強いゲートキーパーになることでしょう。	生きづらさを感じている方にとっては、周囲の方々の支えがとても重要であり、ご家族は身近な支援者となります。こうした認識のもと、計画中間案では、「第4章 具体的取組み【方向性2】」において、市民一人ひとりが支援者として、傾聴や寄り添いなどの適切な対応を行ったり、関係機関の利用を促したりすることができるよう、基本的な対処方法についての啓発を進めることとしております。いただいたご意見も踏まえ、取組みの充実を図ってまいります。
	12	【方向性2】	自死予防のための教育プログラムについて 若年者の自死予防を重点課題とする本市においては、学校教育など早い段階から自死予防の啓発を行うことが重要と考える。そのような取り組みを行うに当たっては、教職員だけでなくSCやSSWなども協力して実施することで、より両職種の存在、相談窓口の存在が身近なものになると考えられる。	いただいたご意見を踏まえ、スクールカウンセラーと教員による児童生徒への「心の教育」の調査研究など、関連する取組みを計画に明記する方向で検討するとともに、その実施状況を踏まえながら取組みの充実を図ってまいります。

章	No.	意見の箇所	寄せられた意見	本市の考え方
第4章 具体的取組み	13【方向性3】		「児童・高齢者・障害者に対する虐待相談の実施」とあるが、特に障害者については、自ら相談できない方も多しと考える。虐待から自死につながる可能性も十分にあることから、アウトリーチを含めた相談体制の強化がもっと必要なのではないか。障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤルについても、周知の強化・拡大が必要と考える。	計画中間案では、「第4章 具体的取組み【方向性3】」において、障害者に対する虐待相談に関する取組みを進めていくこととしております。いただいたご意見を踏まえ取組みの充実を図ってまいります。また、障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤルについては、障害のある方ご本人からだけでなく、幅広い市民の方々から相談が寄せられるよう、引き続き本市ホームページや各区窓口等での周知の充実を図ってまいります。
	14【方向性3】		この案のいくつかの個所に「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」の記載がみられる。それぞれ課題に応じて役割が割り当てられているように思うが、この「不登校問題や生徒指導上の諸問題」については、両職種が共同で対応し、事例の内容に応じて役割を分担することもあり得ると考えられる。両職種の記載が望ましいと考える。	本市においては、スクールカウンセラーは、主に児童生徒及び保護者へのカウンセリングや教員への助言等を担い、スクールソーシャルワーカーは、主に学校と関係機関をつなぎ、児童生徒を取り巻く環境調整を担うこととし、役割分担を図っております。しかしながら、両職種が共同で対応している取組みもあることから、いただいたご意見を踏まえ、内容に応じた適切な記載となるよう、検討します。
	15【方向性3】		子供のネグレクト、つまり親の養育環境に問題があり、子供の歯に手が回らないということがある場合がある。ネグレクトや虐待を受けた子供は将来自死のリスクが上がるという研究もあるようです。それを見つけて出すことで、将来の自死予防になれば。	本市では、幼児健康診査での子どもの歯の健康状態の確認や関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会による児童虐待防止に関する取組みを実施しております。いただいたご意見も踏まえ、家庭全体を支援する観点から虐待等との関連性も考慮しながら、取組みの充実を図ってまいります。

章	No.	意見の箇所	寄せられた意見	本市の考え方
第4章 具体的取組み	16【重点対象1】		自殺総合対策大綱には、「社会全体の自殺のリスクを低下させる」として、様々な社会課題がリスク要因として明記されており、性的マイノリティもその中に位置づけられています。中間案では重点対象を「若年者」「勤労者」「自殺未遂者等ハイリスク者」「被災者」としていますが、これらの対象について大綱があげるとの社会課題に関連するものであるか、対象の属性に鑑みて具体的に記載する必要があります。たとえば、「若年者」の自死リスクを上昇させているのは、性的マイノリティ、性被害、ひきこもり、インターネット等ICTなど、深く関連する要因によるもので、これらに対応する取組みが求められます。漠然と「若年者」全般に対して対策をとるのではなく、こうしたリスク要因一つ一つにきめ細やかに対応する必要があります。性的マイノリティについて言えば、その割合は全人口の5%程度であるとされていますが、その自殺未遂率が6倍にもなります。また、危機にあうライフステージは思春期から青年期で、はじめて自殺を考えた年代の平均値は10代後半であるとの研究もあります。若年者の自死のうち、相当数は性的マイノリティに関連するものであると推定することができ、米国などでは「若年の性的マイノリティ」が重要なターゲットとして対策がとられています。重点対象1「若年者」の現状分析に「性的マイノリティ、児童虐待、性被害、ひきこもり、インターネット等ICTなど若年者のライフステージに関連する重要なリスク要因がある。」との記載をすべきであると考えます。	ご意見のあった箇所については、国から得られた統計資料に基づき整理した「第2章 自死をめぐる現状分析」から関連部分を抜き出して記載しておりますが、ご指摘のリスク要因に関する国の統計データがないため、記載していないものです。なお、「第3章 基本的な考え方(1)基本認識」に記載したとおり、セクシュアル・マイノリティも含め、自死は様々な要因が関連して生じるものと認識しておりますので、いただいたご意見も踏まえ、取組みの充実を図ってまいります。
	17【重点対象1】		前記(No.16参照)リスク要因に関連する取組みとして、方向性4の連携強化について「いじめ・不登校」「ひきこもり」について触れられていますがさらに項目を付け加える必要があると考えます。具体的には「児童虐待」について、児童相談所等との連携を、「性暴力」「性的マイノリティ」に関し、男女共同参画施策との連携を、それぞれ明記する必要があると考えます。	いただいたご意見を踏まえ、関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会による児童虐待防止に関する連携推進や、性暴力被害についての各種相談員向け研修、「男女共同参画せんだいプラン2016」に基づく関係団体、関係行政機関等との連携・協力に関する取組みなど、関連する取組みを計画に明記する方向で検討します。
	18【重点対象1】		中学生と小学生の子供を持つ親の立場からの意見です。自殺する理由は人それぞれで、全員を救ってあげるとはたぶん難しいのだと思います。でも、大人と子供ではやっぱり違うと思います。子供は精神的にも未熟で、自殺とは何なのか、将来待っているたくさんの楽しみ、生きがいなどもよく分からないまま、自殺を選択してしまう、こういうことが起こらないよう、私たち親はもちろんです、周りの大人が気付いてあげて、きちんと対応してあげなくてはなりません。仙台市内の自殺者数は、全国と比較すると若い人たちの割合が高く、19歳以下の未成年の自殺者が多いのと、学校でのいじめによる自殺が多いのがとても気になります。子供たちのヘルプ信号に気付いてあげられるのは親が第一であることは間違いありませんが、次は学校の先生です。子供は家か学校が生活の場の大半を占めます。全ての先生方にしっかりしていただくこと、そして先生を学校や教育委員会が指導し、支えることが大切だと思います。子供だけではいじめ問題は解決しません。親と先生だけでなく、近所や親戚を含む多くの大人たちが介入していかないと今の時代は難しいと思います。	いただいたご意見を踏まえ、教職員向けの自死予防教育研修などの各種研修、いじめ防止に関する社会全体への啓発活動、家庭や地域の教育環境の充実に向けた学校、家庭、地域が一丸となった教育体制構築など、関連する取組みを計画に明記する方向で検討します。

章	No.	意見の箇所	寄せられた意見	本市の考え方
第4章 具体的取組み	19	【重点対象1】	学校の先生たちは、非常に忙しい中で児童生徒に対応していると思います。マスコミ報道でも先生たちの残業時間の異常な長さやメンタルヘルスに問題を抱える率の高さなどがたびたび取り上げられています。いじめなどが発生した場合に、これを解決していくには、いじめる側、いじめられる側双方のところにじっくりと向き合うことが必要です。先生たちの中には、福祉や心理学の勉強をしてきた専門職を凌駕する援助者としての資質を持つ方も多くいらっしゃいます。しかし、それを初めからあてにして、うまく行かないと先生や校長を責めるというのは違うのではないかと思います。先生たちの負担をきちんと軽減して、教育のために勤務時間の多くを使えるようにしていくこととあわせ、スクールカウンセラーが心理学の専門家としてきちんと役割を果たしていくことが必要だと思います。仙台市の方から、臨床心理士会などの職能団体や臨床心理学を専攻する在仙の大学教員などが、より主体的かつ体系的にスクールカウンセラーの育成に責任を持って取組めるよう連携を図っていただきたいと思います。	いただいたご意見も踏まえ、引き続き臨床心理士会などの職能団体から研修講師やスーパーバイザーの派遣を受け、スクールカウンセラーを対象にした専門性向上に向けた各種研修を行うとともに、関連する取組みを計画に明記する方向で検討します。
	20	【重点対象1】	方向性2及び方向性4の「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」について 【待遇について】 交通費・住宅費、社会保険等面に関して、支給することが必要だと考える。実情として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの職として定着しているのは、ごくわずかであり、他の者は数年で入れ替わっている。職務の特性上、専門職として定着することが必要不可欠であると考えている。 【立場、立ち位置について】 週1回程度しか配置校に出勤しないことも有り、余計に学校での立場、立ち位置が確保されていない。教職員も、「週1回程度しか出勤しない職員だから」と連携に消極的になったり、どのような職務に取り組んでいるかわからず、連携方法もわからないというケースが目立つ。理想は、いくつかの学校を掛け持ちするのではなく、1校に1人配置出来るように法整備を進めて欲しい。※少子高齢化の昨今、子ども達の支援を手厚くすることで、状況は改善していくのではないかと思う。	スクールカウンセラー等の待遇については、勤務に応じた報酬水準や勤務内容等の状況を踏まえ、引き続き検討してまいります。 また、スクールカウンセラーの配置については、いただいたご意見を踏まえ、配置形態等の検討を含めて、取組みの充実に努めてまいります。
	21	【重点対象1】	スクールカウンセラーについては、臨床心理学に関する国家資格がこれまで存在しなかった関係から、その能力については格差が大きかったのだと思います。今後は、国家資格である公認心理師資格も設けられることで、彼らの基本的な能力が担保されれば、スクールカウンセラーという仕組みはそれなりに有効と思います。学校内での生徒指導や進路指導、要支援児童生徒に対するフォロー、いじめなどの対人関係上の問題への取組みなどで積極的に役割を果たすためにも、学校内でそれ相応の権限(学校の問題解決等に重要な会議などの構成員になる、など)が与えられることが大切です。文部科学省の考えもあるとは思いますが、自死の予防促進の観点からもご一考をお願いします。	いただいたご意見を踏まえ、スクールカウンセラーが学校内で積極的な役割を担えるよう、教員向けのスクールカウンセラー活用に関する啓発や、いじめ不登校対応支援チームによる教職員とスクールカウンセラーの連携推進に関する取組みを実施するとともに、関連する取組みを計画に明記する方向で検討します。

章	No.	意見の箇所	寄せられた意見	本市の考え方
第4章 具体的取組み	22	【重点対象2】	25-26頁で重点対象のひとつとして、「勤労者」が挙げられていることに関してです。近頃は「パワーハラスメント」(パワハラ)という語をしばしば目にします。やや厳しいが、正当な指導と行き過ぎたものとの区別はつきにくいのが現実とは思いますが、パワハラによる自死がないようにと願います。	計画中間案では、「第4章 具体的取組み【重点対象2】勤労者」において、パワーハラスメントなど勤務問題等の改善に向けた普及啓発・理解促進に関する取組みをお示しております。いただいたご意見も踏まえ、取組みの充実を図ってまいります。
	23	【重点対象2】	仙台市には東北大学などをはじめとした多くの高等教育機関があり、学生が集まりやすい街です。新聞報道にもあったように、仙台で学んだ若者たちが卒業後首都圏に流れてしまい、仙台に定着しないことは残念なことです。中間案を見ると、仙台では39歳以下の若年層の自殺者の割合が高くなっており、これから大学等を卒業して働こうとしている人にとっては、先輩たちの働く姿から自死に追い込まれそうな職場環境を感じとり、仙台への就職を避けようとしているのではないかとも思えます。自死の要因としても職場における問題が大きいことは明らかとなってきていますので、仙台市の対策として「産業保健の課題」に限定しないで、「企業全体の課題」として対策を考え、よりよい職場環境づくりのために企業との連携を進めて欲しい。	計画中間案では、「第4章 具体的取組み【方向性1】」において、自死が健康問題に限らず、勤務問題、経済・生活問題などを含んだ様々な要因によるものであることについての普及啓発の取組みや、【重点対象2】勤労者において、関係機関・団体とのネットワークによる働きやすい環境づくりに関する取組みを推進していくこととしております。いただいたご意見も踏まえ、取組みの充実を図ってまいります。

章	No.	意見の箇所	寄せられた意見	本市の考え方
第4章 具体的取組み	24【重点対象3】		自殺未遂者等ハイリスク者への支援について、多機関協働とあるが、想定される支援の実施機関について、もう少し詳細に記載してもよいと思われる。	ご意見のあった部分については、保健、医療、教育、労働、司法、福祉等の関係機関を想定し、計画中間案に記載しておりますが、具体的な機関は、個々の背景や事情に応じて特定されるものであることから、現在の表記とすることについてご理解願います。
	25【重点対象3】		自殺未遂者等のハイリスク者に関わる関係職員の多くが求めるのは、具体的な対応方法について理解する機会(研修等)と多機関協働のためのネットワークづくりに役立つ場であると考えられる。ここにある人材育成研修ならびに多機関協働による支援の推進はぜひ積極的に取り組んで頂きたいと思うが、その中にぜひ「自死者が出た場合の自身のケア、職場のサポートのあり方」等についても、離職抑止の観点からも触れる必要があると感じる。	いただいたご意見も踏まえ、自殺未遂者等ハイリスク者への支援にあたっては、計画に基づき、多機関協働のチーム体制による支援を進める中で、チーム構成員同士の悩みの共有の機会の確保や関係機関同士のミーティングなど、離職防止の観点からも職員相互のサポート体制の充実を図ってまいります。
	26【重点対象3】		自殺未遂者やハイリスク者への適切な支援を行うため、新たに地域自殺対策推進センターを整備することはとても望ましいと思います。専門性の高い支援が行われるよう、期待します。	いただいたご意見を踏まえ、取り組みの充実を図ってまいります。
	27【重点対象4】		「被災者支援を担う関係機関職員の支援力の向上」について。震災を機に支援に携わることになった支援者の中には、自死者が出ること非常に大きなショックを受ける者もある。上記(No.25参照)と同じになるが、適切な支援のあり方だけでなく、自死者が出た場合の対応のあり方についても理解しておく必要がある。	いただいたご意見も踏まえ、被災者への支援にあたっては、計画に基づき、多機関協働のチーム体制による支援を進める中で、チーム構成員同士の悩みの共有の機会の確保や関係機関同士のミーティングなど、離職防止の観点からも職員相互のサポート体制の充実を図ってまいります。
第5章 推進する体制	28	(1)自殺対策の評価・検証	必要な改善を図るとともに、評価・検証に基づき、新たな取組みの必要性についても検討していただきたい。	計画中間案では、「第5章 対策を推進する体制(1)自殺対策の評価・検証」に記載したとおり、計画目標の達成に向けて、PDCAサイクルにより、毎年度取組みの評価・検証を行い、本計画の実効性を高めるために必要な改善を図ることとしております。いただいたご意見も踏まえ、計画に基づく取組みの充実を図ってまいります。